

団体活動等に都市間交流事業補助金をご活用ください

【都市間交流事業補助金とは？】

本市と交流のある自治体等との相互交流を積極的に支援し、交流人口の拡大を図るための補助金です。

友好交流都市である神奈川県座間市や北海道長沼町をはじめ、交流のある自治体等と、本市の歴史、伝統、文化、スポーツ等を基調とした都市間交流事業を行うために必要な経費の一部を補助し、交流促進や交流人口の拡大、更なる地域の活性化を図ることを目的としています。

【補助金対象になるのは？】

(対象者)

- ①市内に事業所を有する事業者、NPO法人
- ②10人以上の市民で組織されている社会教育関係団体
- ③その他公益上市長が特に認める団体等

(対象事業)

相互交流を目的とした、本市の歴史、伝統、文化、スポーツ等を基調とした都市間交流事業

(補助対象経費)

- ①対象経費：都市間交流事業に要する経費（交通費・事業参加負担金等）

※対象外経費

人件費、飲食費、個人・事業者等の資産を形成するための経費、
その他目的に適さないと認められる経費

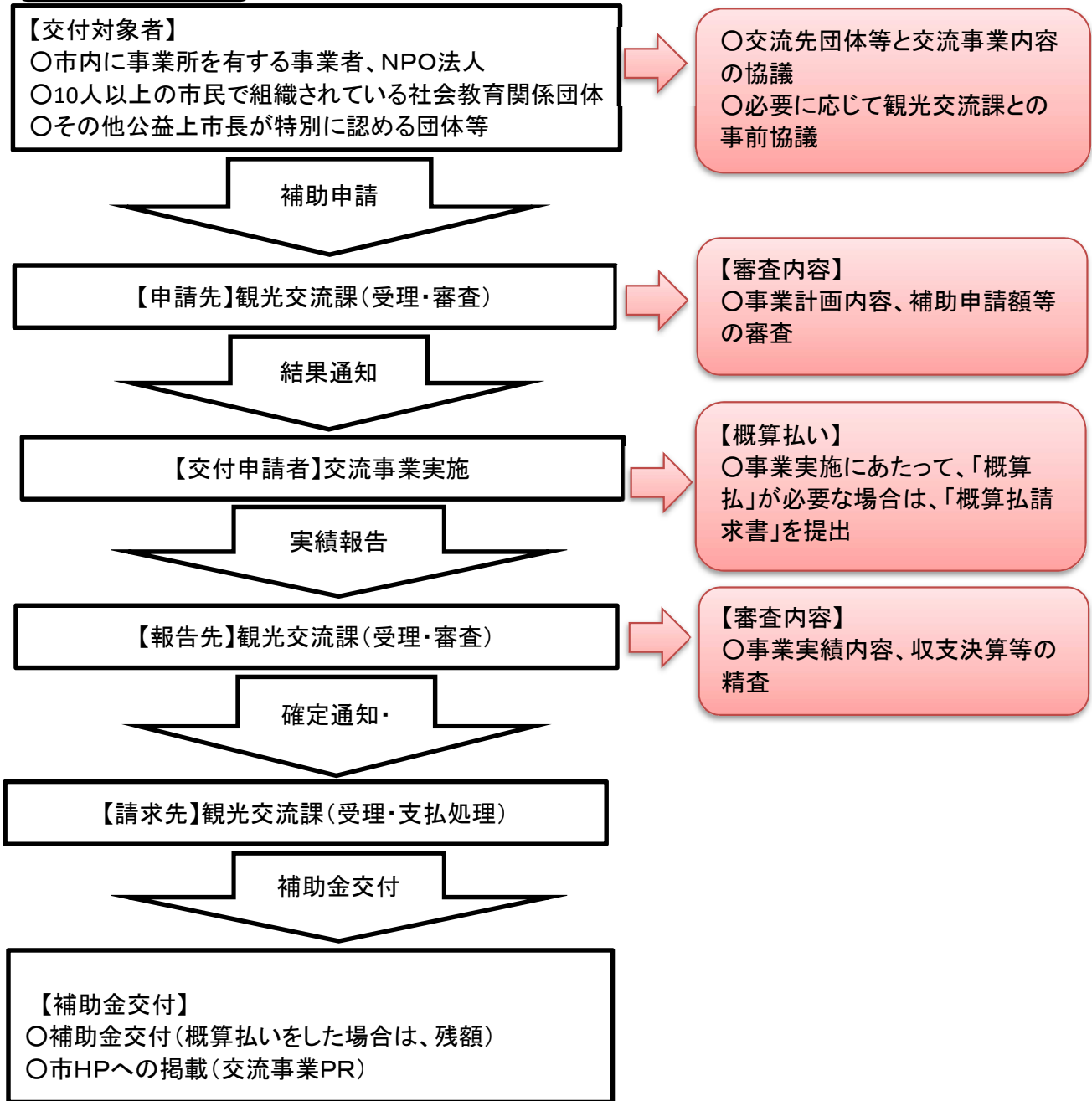
- ②補助率：対象経費の2分の1（千円未満切り捨て） ※上限10万円

※過疎地域（長沼地区・岩瀬地区）の交流

対象経費の10分の10（千円未満切り捨て） ※上限10万円

(申請計算例)			
項目	事業費	補助申請額	備考
都市間交流事業 総事業費	35万円		
対象経費	30万円	10万円	補助率:1/2 上限額:10万円
対象外経費 (人件費等)	5万円		

(1)申請フロー



【問合せ先】

〒962-8601 須賀川市八幡町135
須賀川市文化交流部観光交流課交流推進係
電話:0248-88-9145
FAX:0248-94-4563
Email:kankou@city.sukagawa.fukushima.jp